



(報告の徵収)

**第九条** 主務大臣は、第四条第一項の認定を受けた整備計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定施設の整備の事業を行う者(以下「認定事業者」という。)に対し、当該認定計画に係る特定施設の整備の事業の実施状況に關し報告をさせることができる。

主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を関係都道府県に通知しなければならない。

(認定の取消し)

主務大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定施設の整備の事業を行つていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

**第十条** 第六条及び第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針)

**第十一条** 都道府県は、基本指針に基づき、特定施設の整備が行われ、又は行われるべき地区を含む地域のうち、当該特定施設の整備の実績を図ることが適当と認められる地区を特定周辺整備地区として指定し、当該特定周辺整備地区においては、特定周辺整備地区の施設整備の方針(以下この条において「施設整備方針」という。)を定めることができる。

施設整備方針においては、特定周辺整備地区の用に供する施設(その整備を都道府県知事又は市町村長が行うものであつて政令で定めるものを除く。)の整備を図ることとが適当と認められる地区を特定周辺整備地区として指定し、当該特定周辺整備地区の施設整備の基本的な事項、当該特定周辺整備地区において整備される特定施設又は整備されることとが適當と認められる特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定周辺整備地区の施設整備に関する必要な事項を定めるものとする。

都道府県は、特定周辺整備地区を指定し、施設整備方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村(特別区を含み、当該特定周辺整備地区に港湾区域等が含まれるときは港湾管理者を含む。次項において同じ。)の意見を聽かなければならぬ。

都道府県は、前項の規定により関係市町村の意見を聽いたときは、当該関係市町村の意向が特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針に十分に反映されるように努めなければならない。

4 都道府県は、前項の規定により関係市町村の意見を聽いたときは、当該関係市町村の意向が特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針に十分に反映されるように努めなければならない。

5 都道府県は、特定周辺整備地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針を公表するとともに、当該特定周辺整備地区的区域及び施設整備方針を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣、当該特定周辺整備地区的区域及び特定施設の概要を主務大臣(国土交通大臣を除く。)に、それぞれ通知しなければならない。

6 前三项の規定は、特定周辺整備地区的区域又は施設整備方針の変更について準用する。

(資金の確保等)

**第十二条** 国及び地方公共団体(港務局を含む。以下同じ。)は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(公共施設の整備)

**第十三条** 国及び地方公共団体は、特定周辺整備地区的施設整備の方針の達成に資するために必要な公共施設の整備の促進に配慮するものとする。

(指導及び助言)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、認定事業者に對し、認定計画に従つて行われる特定施設の整備に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(認定事業者に係る産業廃棄物処理責任者等についての特例)

**第十五条** その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物(廃棄物処理法第二条に規定する特別管理産業廃棄物を除く。)を除く。)を処理するために産業廃棄物の処理に對する特例

第五項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。)を除く。)を処理するために産業廃棄物処理施設(廃棄物処理施設をいう。)が設置されている特定施設に係る認定事業者については、廃棄物処理法第十一條第八項中「当該事業場ごとに、当該事業場」とあるのは「当該特定施設」と、「産業廃棄物処理責任者を置かなければならぬ。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない」とあるのは「当該特定施設につき一人の産業廃棄物処理責任者を置かなければならない」とする。

6 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる特定施設に係る認定事業者については、廃棄物処理法第十二条の二第八項中「当該事業場ごとに、当該事業場」とあるのは「当該特定施設」と、「特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない」とする。

7 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる特定施設に係る認定事業者については、廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する

かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない」とあるのは「当該特定施設につき一人の特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない」とする。

### 第三章 産業廃棄物処理事業振興財団(指定等)

環境大臣は、特定施設の整備に必要な

資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的とする一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物処理事業振興財团(以下「振興財団」という。)として指定することができる。

7 領域大蔵は、前項の規定による指定をしたときは、振興財団の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

8 振興財団は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

9 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

10 産業廃棄物の処理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

11 産業廃棄物の処理に関する調査研究を行うこと。

12 産業廃棄物の処理に關し、産業廃棄物処分業者等又はその従業員に對して研修又は指導を行うこと。

13 産業廃棄物の処理に關する新たな技術の開発又は起業化に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

14 産業廃棄物の処理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

15 産業廃棄物の処理に關する委託を行うこと。

16 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行ふことができる。

17 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

18 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

19 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

20 産業廃棄物の処理に關する委託を行ふこと。

21 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

22 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

23 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

24 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

25 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

26 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

27 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

28 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

処分業者その他環境省令で定める者(以下「産業廃棄物処分業者等」という。)が行う産業廃棄物処理施設の整備の事業、産業廃棄物の処理に關する技術の研究開発の事業その他

の産業廃棄物の処理に關する事業であつて共同して行われるものに必要な資金の借り入れに係る債務を保証すること。

4 産業廃棄物処分業者等が行う産業廃棄物処理施設の近代化又は高度化を図るための施設の整備の事業のために必要な資金の借り入れに係る債務を保証すること。

5 産業廃棄物処分業者等に對してこれらの者が行う産業廃棄物の処理に關する新たな技術の開発又は起業化に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

6 産業廃棄物の処理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

7 産業廃棄物の処理に関する調査研究を行うこと。

8 産業廃棄物の処理に關し、産業廃棄物処分業者等又はその従業員に對して研修又は指導を行うこと。

9 産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は起業化に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

10 産業廃棄物の処理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

11 産業廃棄物の処理に關する委託を行うこと。

12 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

13 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

14 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

15 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

16 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

17 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

18 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

19 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

20 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

21 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

22 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

23 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

24 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

25 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

26 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

27 金銭の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。



あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

**第二百五十一条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成一一年七月三〇日法律第一二七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一二年六月二日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

**附 則** (平成一五年六月一八日法律第九五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

一 目次の改正規定（第五条の六）を「第五条の八」に改める部分に限る。）及び第二章中第五条の六を第五条の八とし、第五条の三から第五条の五までを二条ずつ繰り下げ、第五条の二の次に「一条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第十三条（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十条第三項、第十五条の五から第十五条までの七まで及び第十五条の九の改正規定並びに第三条（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十五条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条、第十条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三三四第三項第八号の改正規定を除く。）第十一条（租税特別措置法の規定並びに附則第六号）第三十四条の二（第二項第十三号及び第六十五条の四第一項第十三号の改正規定に限る。）及び第十三條の規定

(昭和三十二年法律第二十六号) 第三十四条の二（第二項第十三号及び第六十五条の四第一項第十三号の改正規定に限る。）及び第十三條の規定

(附則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六条** 附則第一条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二三年五月一九日法律第三四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十年を超えない範囲内において政令で定める日を経過した日から施行する。

**附 則** (平成二三年六月二十四日法律第七五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十年を超えない範囲内において政令で定める日を経過した日から施行する。